

## 匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市内の店舗、事務所又はその他の団体（以下「事業所」という。）が、匝瑳市消防団サポート店（以下「サポート店」という。）として匝瑳市消防団（以下「消防団」という。）を応援することにより、匝瑳市消防団員（以下「団員」という。）の確保を図り、もって地域防災力の充実強化を推進することを目的とした匝瑳市消防団サポート店制度の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、サポート店とは、次に掲げる要件に適合する事業所であって、第4条の規定により登録された事業所をいう。

- (1) 自らの責任において、団員に各種サービス又は割引（以下「サービス」という。）の提供を行い、消防団を応援すること。この場合において、サービスを団員の同伴者へ提供することも可とする。
- (2) 法令等に違反しない又は違反するおそれのないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条第9条に規定する暴力団密接関係者がその経営に実質的に関与し、又は運営に協力していないこと。

### (申請)

第3条 サポート店の登録を希望する事業所は、消防団サポート店登録申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

### (登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、第2条に掲げる要件に適合していると認める場合は、サポート店として登録し、事業所に消防団サポート店登録認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、登録することが適当でないと認める場合は、サポート店の登録はしないものとし、消防団サポート店不認定通知書（第3号様式）

により事業所に通知するものとする。

(表示証の交付等)

第5条 市長は、サポート店の登録を行った場合は、消防団サポート店表示証(以下「表示証」という。)を交付するものとする。

2 サポート店は、団員の目につきやすい場所に表示証を掲示するものとする。

3 サポート店は、事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等にサポート店である旨を表示することができる。

(登録の変更、廃止)

第6条 サポート店は、その登録を変更し、又は廃止しようとする場合は、消防団サポート店登録変更・廃止申請書(第4号様式)により、市長に申請するものとする。

2 サポート店は、前項の規定による廃止の申請をする場合は、申請書に表示証を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録変更又は廃止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、事業所に消防団サポート店登録変更・廃止通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(サポート店の公表)

第7条 市長は、市ホームページ等により、サポート店の名称、サービスその他の必要な事項を公表するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、サポート店が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりサポート店に登録されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、サポート店として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、消防団サポート店登録取消通知書(第6号様式)により、サポート店に通知するものとする。

3 サポート店は、前項の通知を受けたときは、速やかに表示証を返還しなければならない。

(登録整理)

第9条 市長は、消防団サポート店登録整理簿（第7号様式）を備え、登録を適切に管理しなければならない。

(サポートカードの交付)

第10条 市長は、団員に消防団サポートカード（以下「サポートカード」という。）を交付するものとする。

2 団員は、サポートカードを紛失し、又は破損し、再交付を受けようとするときは、消防団サポートカード再交付申請書（第8号様式）により、市長に申請するものとする。

(遵守事項)

第11条 団員は、サポート店においてサービスを受けようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サポートカードを提示すること。

(2) サポート店から求めがあれば、身分を確認できるものを提示すること。

(3) 登録事項以外のサービスを強要しないこと。

2 団員は、他人にサポートカードを貸与し、又は譲渡してはならない。

3 市長は、団員が前2項の規定に違反したと認めるときは、サポートカードの返納を指示することができる。

4 サポートカードを不正に使用し、サポート店に損害を与えた場合、その責任はサポートカード保有者が有するものとする。

(サポートカードの返納)

第12条 団員は、消防団を退団したとき又は前条第3項の規定により市長から返納指示を受けたときは、速やかにサポートカードを返納しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、サポート店制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この告示の円滑な施行のためサポート店の登録申請その他の必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

消防団サポート店登録申請書

匝瑳市長 あて

当事業所は、匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱第2条の要件を満たしているため、同要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

ふりがな 事業所名称	
所在地	
代表者役職・氏名	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
営業時間	
定休日	
サービスの内容	
対象	
事業所PR	
備考	

備考

- 1 上記内容については、代表者役職・氏名及び担当者職・氏名などを除くものを匝瑳市ホームページ等に掲載させていただきます。
- 2 記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。
- 3 申請は、Eメール、FAXでも可能です。確認後、担当者の方へ連絡いたします。

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長

印

消防団サポート店登録認定通知書

年 月 日付けで申請のありました消防団サポート店登録について、申請書の内容のとおり認定したので匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長

印

消防団サポート店不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました消防団サポート店登録について、下記の理由により不認定となりましたので匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 不認定とした理由

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

消防団サポート店登録変更・廃止申請書

匝瑳市長 あて

所在地  
名称  
代表者氏名

匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱第6条第1項の規定により、登録の内容  
変更・廃止を下記のとおり申請します。

記

1 登録内容の変更

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

2 サポート店の登録廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	



第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長

印

消防団サポート店登録変更・廃止通知書

年 月 日付けで申請のありました消防団サポート店登録の内容  
変更・廃止について、申請書の内容のとおり承認しましたので匝瑳市消防団サポ  
ート店制度実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長

印

消防団サポート店登録取消通知書

年 月 日付けで登録された、消防団サポート店登録について、  
下記の理由により取り消したので匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱第8条第  
2項の規定により通知します。

記

1 取消理由



第8号様式（第10条関係）

年 月 日

消防団サポートカード再交付申請書

匝瑳市長 あて

所 属  
氏 名

匝瑳市消防団サポート店制度実施要綱第10条第2項の規定により、サポートカードを再交付していただきたく申請します。

記

1 再交付の理由

紛失 ・ 破損 ・ その他（ ）

2 上記に至った経緯